

諮問庁：郵便貯金・簡易生命保険管理機構

諮問日：平成28年9月26日（平成28年（独個）諮問第16号）

答申日：平成28年11月17日（平成28年度（独個）答申第20号）

事件名：本人に係る貯金入出金照会請求書の回答書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「通帳紛失の口座，記号番号「特定番号A」：（口座名義人）開示請求者：（生年月日）特定年月日：（口座名義人住所）特定住所Aに関する調査結果の回答書」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，平成28年4月7日付け機構第29号により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，原処分を取り消し，本件対象保有個人情報に該当する保有個人情報を開示する旨の決定を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は，審査請求書及び意見書の記載によれば，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書の要旨

平成28年3月15日付け，「貯金入出金照会請求書20件」の「回答書の写し」の開示請求に対して，平成19年10月22日現在，通帳紛失の総合口座：記号番号「特定番号A-B～C」担保定額定期4件の，機構保有個人情報が開示をしない旨の決定の通知になっている為に，行政不服審査法（平成26年法律68号）の規定に基づいた審査請求により，機構保有個人情報である担保定額定期4件の預入の証拠が判明している「回答書の写し」を開示してください。

（2）意見書の要旨

ア 機構第29号（平成28年4月7日）：機構保有個人情報の開示し

ない旨の決定について（通知）は、「貯金入出金照会請求書（20件）」の調査結果の「回答書」、「調査資料」が、手数料（1件、510円）を支払っているにも関わらず、送付の段階で委託会社ゆうちょ銀行（「株式会社ゆうちょ銀行」を指す。以下同じ。）特定貯金事務センターの上司職員に隠匿（隠滅）され送付がない為に、法律に基づいた開示請求により送付をして頂きたいための開示請求であるが、平成19年10月22日現在、通帳紛失の郵便貯金：総合口座「特定番号A」（担保定額定期：特定番号B～Cを含む）：（口座名義人）開示請求者：（生年月日）特定年月日：（名義人住所）特定住所Aで調査をした「回答書（預払状況調書）」、および、「調査資料（平成15年～平成16年に預入の担保定額定期4件の証拠書写し）」の機構保有個人情報の開示がない。

イ 「2. 開示をしないこととした理由」には、開示請求のあった機構保有の個人情報は、当機構が承継した郵便貯金の記号番号ではなく当機構は保有していないため、不開示とした。と記載されているが、別紙（添付資料①～⑤についての説明。別紙及び添付資料共に省略。）の通り、平成19年10月22日現在、通帳紛失の郵便貯金：記号番号「特定番号A」（担保定額定期を含む）の（旧住所）特定住所Aで調査をした調査結果資料には、平成15年、平成16年に預入をした担保定額定期4件（特定金額A）の預入と、通常貯金特定金額Bが、平成19年10月22日の「通帳紛失のままの全払請求書」により、郵便局員（特定氏名）が解約をした証拠が判明しているが、この証拠書のすべては平成19年11月9日に、ゆうちょ銀行特定店に被害を届けた日から現在までの、数千回に及ぶ「貯金入出金照会請求書」、「貯金残高証明請求書」、「貯金等照会書（現存照会）」、「証拠書写し請求書兼回答書」、「調査依頼書」と、法律に基づいた「ゆうちょ銀行の開示請求書」、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の開示請求書」、「警察の捜査照会」、「裁判所の調査嘱託」に対し、委託会社ゆうちょ銀行特定貯金事務センターの上司職員が隠匿（隠滅）をして送付されていない。

ウ 上記の民営化前の取引、通帳紛失の郵便貯金：記号番号「特定番号A」（担保定額定期を含む）の（旧住所）特定住所Aの取引履歴の改ざんが不可能のために、民営化前の通帳紛失の口座の取引のすべてが消えた、民営化後の平成19年12月19日に発行の口座「特定番号A」：（新住所）特定住所Bのデータ改ざんの取引履歴表と原簿をゆうちょ銀行特定貯金事務センターの職員が作成し、後日（1か月～3か月後）再度出しなおしのデータ改ざんの取引履歴で調査をした、ねつ造、偽造、偽装の「虚偽の回答書」を送付、または「該当なし」の回

答，または「すべての回答書の送付なし」の凶悪な犯罪が繰り返されている。

エ 機構は下記のとおり，法律で委託先の監督が義務付けられているにも関わらず，委託会社ゆうちょ銀行特定貯金事務センターの上司職員の証拠隠匿（隠滅），データ改ざんの虚偽の回答を調査もせずに，機構保有個人情報「保有なし」と虚偽の開示決定通知を繰り返している。

個人情報の保護に関する法律

4章 個人情報取扱事業者の義務等

22条（委託先の監督）

個人情報取扱事業者は，個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は，その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう，委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

- (1) 平成28年3月15日付け「保有個人情報開示請求書」により，開示請求者から，独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（機構）に対し，同請求書の別紙（添付略）に記載された個人情報について法13条1項の規定に基づく開示請求があった。
- (2) 当機構は，機構第29号（28.4.7）「機構保有個人情報の開示しない旨の決定について（通知）」により，機構保有個人情報を保有していないため，開示しない旨の決定（原処分）を開示請求者に通知した。
- (3) 平成28年6月17日，開示請求者からの6月17日付け「審査請求書」を当機構において受理した。
- (4) 前記（3）の同請求書は，行政不服審査法（平成26年法律第68号）19条2項に規定する審査請求書の記載事項等に不備が認められたため，機構第723号（28.6.23）「補正書の提出について」により，開示請求者あて同審査請求書に対する補正命令を行った。
- (5) 平成28年6月29日，開示請求者からの6月26日付け「補正書」を当機構において受理したものの，前記（4）に係る不備の一部の補正が認められなかったため，機構第883号（28.7.5）「補正書の提出について」により，開示請求者あて同審査請求書に対する再度の補正命令を行った。
- (6) 平成28年7月12日，開示請求者からの7月9日付け「補正書」を当機構において受理したものの，上記（5）に係る不備の一部の補正が認められなかったため，機構第1035号（28.7.20）「補正書の提出について」により，開示請求者あて同審査請求書に対する3度目

の補正命令を行った。

- (7) 平成28年7月26日、開示請求者からの7月22日付け「補正書」を当機構において受理した。

2 審査請求の概要

審査請求書によれば、機構第29号(28.4.7)「機構保有個人情報の開示しない旨の決定について(通知)」による原処分は、ゆうちょ銀行職員による機構保有個人情報の隠匿、データ改ざんの虚偽の回答を正当化するものであるとして、記号番号「特定番号A-B~C」担保定期4件の預入の証拠が判明している「回答書の写し」を開示するよう求めている。

3 審査請求の検討

- (1) 審査請求人は平成28年6月17日付け「審査請求書」及び同請求書に係る「補正書」により、当機構が「ゆうちょ銀行特定貯金事務センターの上司職員の機構保有の個人情報の隠匿、データ改ざんの虚偽の回答を正当化した開示決定を繰り返している」と主張し、「記号番号「特定番号A-B~C」担保定期4件の預入の証拠が判明している「回答書の写し」を開示」するよう求めている。

- (2) しかしながら、審査請求人が平成28年3月15日付け「保有個人情報開示請求書」により開示を請求した保有個人情報は、記号番号「特定番号A」に関する調査結果の回答書であるところ、当該記号番号はゆうちょ銀行が承継した通常貯金の記号番号であって、当機構が承継した郵便貯金の記号番号ではなく、したがって、当該記号番号に関する調査結果の回答は、当機構は保有していない。このため、当機構は原処分において、開示請求のあった機構保有個人情報は保有していないため、開示しない旨の決定を行ったものである。

- (3) 上記(2)のとおり、平成28年3月15日付け「保有個人情報開示請求書」において開示請求がなされたのは記号番号「特定番号A」の通常貯金についてであって、記号番号「特定番号A-B~C」の担保定期4件については開示請求はなされていないが、審査請求人は上記(1)のとおり、平成28年6月17日付け「審査請求書」及び同請求書に係る「補正書」により、「記号番号「特定番号A-B~C」担保定期4件の預入の証拠が判明している「回答書の写し」を開示」するよう求めている。

仮に、審査請求人が求める開示請求の対象が、記号番号「特定番号A-B~C」の担保定期郵便貯金4件に係るものであったとしても、審査請求人が求めているのは当該郵便貯金4件が現に預入されたことを示す回答書(「預入の証拠が判明している回答書」)の写しであるところ、当該郵便貯金については、平成20年7月3日付け「保有個人情報

開示請求書」により，審査請求人から当該郵便貯金に関する機構保有個人情報の開示請求がなされて以降，「保有個人情報開示請求書」による同様の開示請求が多数行われ，これらに対応すべく当機構からゆうちょ銀行に対し本件を含めた開示請求に係る機構保有個人情報について，その提出を文書により依頼してきたところであるが，いずれの依頼に係る調査においても当該郵便貯金が存在した証跡は発見されなかった。

上記平成20年7月3日付け開示請求に対する当機構の不開示決定について，当機構が審査請求人から異議申立てを受け貴審査会に諮問した際には，「本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は，是認するのが相当である。」旨の答申（平成21年度（独個）答申第24号）がなされており，審査請求人によるその後の異議申立てに係る各答申においても当機構の決定は同様に是認されている。

さらに，審査請求人とゆうちょ銀行職員を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号A 損害賠償請求事件」，審査請求人とゆうちょ銀行を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号B 損害賠償請求事件」及び審査請求人と当機構を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号C 損害賠償請求事件」のいずれの訴訟についても，「本件全証拠によっても，前提となる本件担保定額郵便貯金（記号番号「特定番号A-B～C」）の存在すら認めるに足りない」，「文書の偽造・隠蔽や改ざん行為があったことを推認することはできない」旨の判決が行われ，確定している。

したがって，記号番号「特定番号A-B～C」の担保定額定期郵便貯金4件が存在したことを前提とした回答書が存在しないことは明らかである。

(4) 以上により，本件審査請求に係る原処分には誤りはないものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成28年9月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月13日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同月24日 審議
- ⑤ 同年11月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は，「通帳紛失の口座，記号番号「特定番号A」：（口座名義人）開示請求者：（生年月日）特定年月日：（口座名義人住所）特定住所Aに関する調査結果の回答書」に記録された保有個人情報である。処分庁は，本件対象保有個人情報について，これを保有していないとし

て不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、この決定を取り消すべきと主張しているが、諮問庁は原処分を妥当としている。

そこで、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、「特定番号A」の記号番号は通常郵便貯金の口座を表すとのことである。

(2) 郵政民営化法6条及び174条によれば、郵政民営化前に預入された郵便貯金について①ゆうちょ銀行が、日本郵政公社から通常郵便貯金を承継し、②機構が、日本郵政公社から定期性の郵便貯金（定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金等）を承継していると認められる。

(3) このことから、本件開示請求に係る当該記号番号の通常貯金はゆうちょ銀行が承継し、機構は承継していないと認められ、機構において、当該記号番号に関する調査結果の回答は保有しておらず、また、開示請求のあった保有個人情報は保有していないとする諮問庁の説明は首肯できる。

(4) なお、審査請求人は審査請求書及び意見書において、「記号番号「特定番号A-B～C」担保定額定期4件の「回答書の写し」を開示すること」を主張している。この点、諮問庁の説明によれば、上記の記号番号は日本郵政公社から機構に承継された定期性の郵便貯金の記号番号とのことであるが、保有個人情報開示請求書別紙の記載によれば、審査請求人は、本件開示請求の時点においては、「記号番号「特定番号A」の調査結果の回答書の開示」を求めていたのであるから、審査請求人の上記の主張は採用できない。

(5) また、機構による本件対象保有個人情報の探索や特定の方法について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、原処分に当たっての探索や特定の方法については、従来（審査請求人の過去の開示請求とこれに対する不開示決定並びに審査請求人の異議申立てを受けてなされた諮問及び答申については、上記第3の3（3）のとおり）から一貫して同様のものであって、その方法に問題はなく、その他、本件対象保有個人情報の存在をうかがわせるような事情もないことから、記号番号「特定番号A」に関する調査結果の回答書に記録された個人情報を、機構は保有していないとする諮問庁の説明に疑いを差し挟む余地はない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、機構において本件対象保有個人情報

を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史